

サラブレッドオークション 現役競走馬業務規程

第1章 総則

第1条（遵守義務）

1. 本サラブレッドオークション現役競走馬業務規程（以下「本規程」という）は、有限会社ノルマンディーファーム（以下「主催者」という）が主催する本オークション（第2条第1項にて定義）に関し、利用者（第2条第1項第5号にて定義）が遵守すべき事項及び利用者と主催者との関係を定めるものである。
2. オークション運営を円滑に進めるため、利用者は本オークションの利用に関し、本規程の他、主催者が定めるガイドライン、及びオークションシステムを提供する楽天グループの定める「楽天会員規約」を遵守しなければならない。

第2条（定義）

1. 本規程において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。
 - ① 「本オークション」とは、主催者が運営する Web サイト上での本取引のことを指す。出品者と落札者との間における本取引を斡旋するインターネットオークションサービス、及びこれらに付帯する各種サービスについても、これに含まれるものとする。
 - ② 「出品者」とは、馬を販売する目的で本オークションへの販売申込み手続きをした者を指す。
 - ③ 「入札者」とは、馬を購入する目的で本オークション出品馬への入札を行った者を指す。
 - ④ 「落札者」とは、出品された馬を落札した者を指す。
 - ⑤ 「利用者」とは、本オークションを利用する出品者、入札者、及び落札者のことを指す。
 - ⑥ 「出品馬」とは、出品者が主催者所定の方法で本オークションに出品した馬のことを指す。
 - ⑦ 「本取引」とは、出品者と落札者との間で行われる馬の売買に関する取引全般を指す。

第3条（本オークションの取扱対象）

1. 本オークションの取扱対象は、馬（サラブレッド、及びサラブレッド系種）とする。

第2章 オークションの利用、及び手続き

第4条（会員登録等）

1. 入札者は、本オークションの利用に先立ち、「楽天会員登録」並びに「サラブレッドオークション利用登録」をそれぞれ行うものとする。「楽天会員登録」にあたって、楽天株式会社（以下「楽天」という）が知得した入札者の情報については、楽天の「個人情報保護方針」に従って取り扱われるものとする。なお、「楽天会員登録」の際に設定したニックネームは、本オークションにおけるハンドルネームとして入札者、落札者の欄にそれぞれ表示される。
2. 利用者は、本オークションの利用に伴う金銭の支払い、または受領を行うにあたり、本人及び登録した屋号以外の名義の金融機関口座を用いてはならない。
3. 利用者は、登録事項やニックネーム（入札者のみ）に変更があった場合、主催者の定める方法に従い、速やかに変更手続きを行わなければならない。
4. 本規程に基づいて登録、または提出された利用者の情報、及び本オークション利用にあたり主催者が知得した利用者の情報については、本規定に従って取り扱われるものとし、利用者はこれに同意するものとする。

第5条（オークション情報）

1. 本オークションは、楽天が提供するオークションシステム（以下「本オークションシステム」という）を利用したサラブレッドオークション・ページ（以下「オークションページ」という）内にて行われるものとする。
2. オークションの開催期日は主催者が決定し、Web 上及び各種宣伝媒体によって公表した日とする。但し、やむを得ない事象が生じた場合は、あらかじめ Web 上に公表し、オークションの開催期日を延期、または変更することができる。これにより利用者にかかる不利益が生じた場合も、主催者は一切法的責任を負わないものとする。
3. 主催者は、本オークションシステムを利用し、出品者が所定の方法により出品馬の説明等（画像含む）を提示する機能を提供する。
4. 利用者は、その手段に依らず、他の利用者及びその他の第三者、主催者、システム提供者の著作権、商標権その他の一切の権利並びに名誉、財産を侵害し、または侵害する恐れのある行為を行ってはならない。
5. 利用者は、オークション情報に関連して他の利用者及びその他の第三者から問い合わせ、クレーム、請求等がなされた場合、自己の責任において誠実にこれに対応しなければならない。なお、オークション情報に関連して、万一主催者が損害または不利益を被った場合、当該オークション情報を掲示、発信した利用者は、これにより生じた損害または不利益の全てを賠償するものとする。
6. 主催者は、利用者へ通知することなく、本オークションの提供、または本オークション

の広告、宣伝を目的として、オークション情報の全部または一部を自由に利用できるものとする。

第6条（出品者の責任、及び出品馬について）

1. 出品馬は、主催者による何らの保証もなく、現状有姿のまま出品されるものとする。
2. 出品者は本オークションへの出品手続きを行うにあたり、本条第3項に定める公表事項と販売希望価格(リザーブ価格)及び入札開始価格（オークション開始価格）を記載した主催者所定の「販売申込書」を提出しなければならない。本条第3項①～③についてはJRA業務課において事前確認が必要となる。⑦～⑩については提出を任意とし、⑩については上記「販売申込書」に記載の販売希望価格(リザーブ価格)を100万円以上に設定した場合、主催者より提出を求めることがある。また、⑪～⑫については必須の記載事項とし、本条第3項の公表内容については、すべて出品者の責任とする。なお、この際かかる費用は出品者が負担しなければならない。
3.
 - ① 日本中央競馬会での競走成績における見舞金履歴
 - ② 日本中央競馬会でのゲート試験履歴
 - ③ 日本中央競馬会での調教再審査歴
 - ④ 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
 - ⑤ 病歴、手術歴（目の異常、咽頭片麻痺、開腹手術歴、骨折歴、外科手術歴、去勢、関節部の骨片、頸椎狭窄による腰菱他）
 - ⑥ その他、出品者責任において公表すべきと思われる事項
 - ⑦ オークションページ掲載用の出品馬写真（立ち姿・顔・前後等のJPEG画像）
 - ⑧ オークションページ掲載用の出品馬動画（投稿先のURLまたはmts.wmv.avi形式）
 - ⑨ レポジトリリー資料（四肢レントゲンJPEG画像）
 - ⑩ 上部気道内視鏡動画
 - ⑪ 出品馬の紹介コメント
 - ⑫ 出品馬の管理調教師または在厩場所の育成責任者による現状説明
4. 「販売申込書」によって提示された入札開始価格(オークション開始価格)、並びに「販売申込書」で提出された公表事項は、当該馬のオークションページにてすべての利用者に公表される。
5. 出品馬の個体確認について相違があった場合、出品者がその責任を負うものとする。
6. 本オークションへの出品決定後は、販売申込手数料（第3章第15条第1項にて定義）を主催者所定の銀行口座宛に第3章第15条第1項に定める方法によって支払うものとする。
7. 本オークションへの出品決定後からオークション終了までにかかる諸費用（医療費等も含む）については、すべて出品者の負担とする。またオークションが不成立に終わっ

た場合、出品馬の引取等にかかる諸費用も出品者が負うことになる。

8. 出品者は、真に販売する意思があり、かつ確実に販売できる馬だけを出品することができる。出品が確定した馬のキャンセルは、やむを得ない事情と主催者が判断した場合にのみ許され、主催者が別途定める手続きに従うものとする。
9. 出品者は、主催者が収納代行した落札代金等を出品者へ送金する際の送金手数料を負担するものとする。
10. 出品者は、落札者決定後であっても、第8条第6項で定める売買契約成立日の翌日から5日以内に、主催者の判断するところに従って本取引がキャンセルされ、落札者から出品馬が返品または返金の依頼がされる場合があることを予め了承し、これにより損害または不利益を被ったとしても、本規程等に別段の定めがない限り、落札者を免責するものとする。
11. 出品者は、出品馬またはオークション情報に関連して、主催者及び利用者、その他の第三者に損害または不利益を与えた場合、自己の責任と費用においてこれを賠償するものとする。
12. 出品者と利用者の中で生じたトラブルや紛争については、出品者が自己の責任で対処し、主催者はいかなる法的責任も負わないものとする。
13. 出品者は、公表事項に関して事実との相違や新たに公表すべき事項が見つかった場合、自己の責任において、速やかに公表事項の訂正及び追記を主催者に申し出なければならない。これにより主催者は出品の取り消し等、主催者が必要と判断する措置を講じることができる。なお、出品取り消しとなった場合も主催者は販売申込手数料の返還には応じないものとする。
14. 落札者は、出品馬の公開情報を全て了承したものとし、その情報が原因となる契約の解除は一切認めないものとする。

第7条（出品者以外の利用者の責任）

1. 入札者は、出品馬の公表事項等に不明な点があるときは、入札に先立ち、自己の責任で出品者に確認するものとする。また、入札に先立ち、出品馬の詳細な情報（四肢レントゲン、上部気道内視鏡動画等）を入札者の責任と負担において、出品者に依頼できるものとする。
2. 入札者は、真に購入する意思のある馬にのみ入札を行い、落札が確定した後は、正当な理由なくキャンセル、返品または返金依頼をしないものとする。
3. オークションへの参加は、本オークションへの利用登録をした本人のみが行えるものとし、参加者資格の譲渡や貸与、第三者の代理入札などはこれを一切認めない。違反が認められた場合、すべての入札を取り消しのうえ、参加者資格の剥奪等、主催者が必要と判断する措置を講じることができる。
4. 落札者は、落札後であっても、売買契約成立日の翌日から5日以内に主催者の判断する

ところに従って出品者から本取引がキャンセルされる場合があることを予め了承し、これにより損害または不利益を被ったとしても、本規程に別段の定めがない限り、出品者を免責するものとする。

第8条（オークションのルール、売買契約の成立及び所有権の移転について）

1. 本オークションの開催は原則、毎週木曜日午後0時から午後9時までの9時間開催とする。ただし当該週の出品頭数により、主催者が終了時刻を変更出来るものとする。
2. 主催者が定めたオークション入札期間中、その出品馬に最も高値で入札した入札者が落札者となる。
3. 出品者は、販売希望価格(リザーブ価格)に達するまで、自らの責任と判断において出品馬に入札をすることが出来る。
4. 本オークションにおける入札の最小単位は、出品馬ごとに設定される。
5. 利用者はオークション開催期間中、各出品馬のオークションページで現在の最高入札価格をリアルタイムで確認することができる。
6. 本条第1項により落札者が決定すると同時に売買契約は成立する。オークション終了後、売買代金(本条第9項参照)の入金確認をもって当該馬の所有権は出品者から落札者に移転する。出品者と落札者は、当該売買契約の成立を証するため売買契約書を速やかに取り交わし、署名捺印したものを各一部ずつ保管することとする。
7. 落札された馬に関する危険負担は、本条第9項に定める支払期限をもって、すべて出品者から落札者に移行することとする。
8. 落札者の決定後は、何人も異議を申し立てることはできない。
9. 落札者は、主催者または出品者の指示に従い手続きし、オークション終了後、原則5日以内に、落札代金に消費税を上乗せした金額(以下「売買代金」という)を指定金融機関への振込によって支払うものとする。なお、かかる支払期限が属する日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日までとする。
10. 売買手数料(第3章第15条第1項にて定義)は出品者の負担とする。主催者は落札者から受領した売買代金から売買手数料を控除し、出品者にはその残額を支払うものとする。
11. 本オークションシステムの障害及び何らかの避けがたい理由により、オークションが正しく行われなかった場合、主催者は各出品者と協議のうえ入札期間を延長する場合がある。この際、主催者よりすでに入札済みの入札者に対し、個別に通知することはない。また、入札期間の延長により利用者にいかなる損害、不利益が生じた場合も、主催者及び楽天は一切の法的責任を負わないものとする。
12. 落札者の確定後、本規定に違反する不的確な入札が認められた場合、出品者は主催者と協議のうえ、落札者の落札資格を取り消し、次点の入札者を落札者に繰り上げる場合がある。

13. 中央競馬所属の現役競走馬（中央競馬登録未抹消馬）の出品馬への入札については、中央競馬の馬主資格をもつ利用者限定とするものとする。また、所有権の一部を出品する出品馬への入札についても、中央競馬の馬主資格をもつ利用者限定とするものとする。

第9条（馬の引き渡し）

1. 本オークションにて販売予定の馬は、オークション期間中、主催者の指定又は許可する牧場に預託するものとする。ここでいうオークション期間とは、原則として、預託開始日からオークション終了日の翌日までの期間とする（以下「オークション預託期間」という）。なお、他のセリ市場において未売却だった馬の出品、トレセンなどの施設における在厩馬の出品、オークション期間終了後にレース出走予定のある馬の出品馬についても、主催者が許可する在厩場所である限り、本取引は可能とする。
2. 落札された馬の引き渡しは売買契約成立日の翌日から原則として5日以内に指定牧場または許可された在厩場所にて行うものとする。なお、引き渡し日時は、原則として落札者が指示できる。
3. 落札者が、本条1項に定めるオークション預託期間終了後も引き続き、当該馬の飼養管理継続を当該在厩場所にて希望する場合は、当該馬の現実の引き渡し日までの期間につき飼養管理に関する契約書を新たに締結するものとする。
4. 落札された馬の用途については、全て落札者の責任において決定、遂行するものとし、出品者及び主催者は関与しないものとする。また、その際に要する諸手続き等についても、出品者及び主催者は関与しないものとする。
5. 中央競馬もしくは地方競馬所属の現役競走馬（中央競馬もしくは地方競馬登録未抹消馬）が落札された際、落札時に所属している厩舎での預託管理継続については、主催者の責任に属さないものとする。
6. 落札者は落札した馬の引き渡しに際し、自ら又は代理人を定めて、立ち会うことができる。
7. 落札者は引き渡しに際し、獣医師を立ち会わせるなどして、後日落札した馬に関する紛争が発生しないよう努めなければならない。
8. 落札者は落札した馬の引き取り前に、自己の責任において、獣医検査を行うことができる。なお、発生する獣医検査にかかる費用については、落札者の負担とする。

第10条（関係書類の引き渡し）

1. 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが発行した登録証明書の引き渡しは、主催者が売買代金額を受領後、主催者を通じて出品者より落札者へ引き渡す。

第11条（連絡方法）

1. 入札者は、本オークションシステムに関する通知（入札完了、落札通知など）が、入札者が楽天に登録した電子メールアドレス宛になされることを了承するものとする。
2. 利用者は、主催者から利用者に対する本オークションに関する連絡、その他の通知が原則として利用者が登録した電子メールアドレス、または電話番号宛になされることを了承するものとする。
3. 主催者への連絡、その他の通知はそれぞれ所定の電子メールアドレス宛に行う。但し、緊急性を要する連絡事項の場合に限り、主催者へ直接、電話連絡することもできる。

第12条（契約の解除）

1. 出品者または落札者が、本規程に違反した場合、主催者は本規程の定めるところにより、売買契約を解除することができる。
2. 落札者は落札した馬について、第6条に基づいて公表されなかった下記に定める事項を発見したときは、売買契約成立日の翌日から5日以内に、獣医診断書等を付した書面をもって主催者に契約解除を申し出ることができる。但し、落札者が出品者から落札した馬の引き渡しを受けた場合はこの限りではない。
 - ① 日本中央競馬会での競走成績における見舞金履歴
 - ② 日本中央競馬会でのゲート試験履歴
 - ③ 日本中央競馬会での調教再審査歴
 - ④ 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
 - ⑤ 病歴、手術歴（目の異常、咽頭片麻痺、開腹手術歴、骨折歴、外科手術歴、去勢、関節部の骨片、頸椎狭窄による腰萎他）
 - ⑥ 引き取り前に死亡した場合
 - ⑦ その他、主催者において公表すべきと判断される事項
3. 馬の引き渡し前に、前項において落札者から売買契約解除の申し出があった場合、主催者は予め出品者に通告の上、その最終結論が出るまでの間、引き渡し期日を延長することができる。また、その間、出品者は当該馬について無償にて善良な管理をする義務を負う。
4. 馬の引き渡し後に、本条第2項において売買契約が解除された場合は、落札者が出品者に対して当該馬を引き渡す義務を負う。また、本項、第9条第2項及び第3章第15条第1項第3号にかかる費用負担の割合については、出品者、落札者、主催者の協議のうえ、決定するものとする。なお、契約解除後に当該馬に生じた事由（死亡も含む）は、全て落札者の責任とする。
5. 出品者は本条第2項④、⑤、⑥及び⑦の解除請求に不服な場合は、落札者に申し出て、その判定を主催者が指定する獣医師に委ねることができる。
6. 出品者は次に該当する場合は、落札者に対して売買契約の解除を求めることができる。

- 1) 落札者が約定期日までに主催者に売買代金額の全部を支払わなかった場合。
- 2) 落札者が約定期日までに馬を引き取らなかった場合
7. 本条において売買契約が解除されたときは、その日から5日以内に、馬及び売買代金全額、引き渡し時の関係書類等一式を、主催者を通じて相手方に返還しなければならない。但し、その間の売買代金に対する利息は付さない。
8. 本条において出品者、落札者いずれかの一方的な事由による解除は認めない。
9. 本条第2項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は本条に定める届け出が本条に定める期間内に行われなかった場合は、売買契約を解除することはできない。

第13条（瑕疵担保責任）

1. 第12条第2項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は前条に定める届け出が前条に定める期間内に行われなかった場合は、落札者は、落札した馬の瑕疵等に関し何らの異議も申し立てることはできない。出品者は、本条に定める瑕疵担保責任に基づく解除に応じること以外、落札者に対し何らの責任も負わない。

第14条（本オークションの中断）

1. 主催者は、本オークションシステムの保守、システム障害対応、天災等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本オークションの提供を中断する必要があると判断した場合、事前に利用者に通知することなく、本オークションの提供を一時的に中断できるものとする。
2. 前項に基づく本オークションの中断により出品、入札または落札に、看過し得ない支障が生じたとき主催者が判断した場合は、各出品者と協議のうえ入札期間を延長する場合がある。
3. 主催者及び楽天は、本条前2項の措置に関連して、利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

第3章 料金徴収

第15条（各種料金の徴収について）

1. 本オークション利用にあたり発生する料金とその徴収方法は以下のとおりとする。
 - ① 販売申込手数料
出品者の負担とし、主催者が売買代金より差引徴収する。出品馬が落札されなかった場合は、オークション終了後10日以内に主催者指定の金融機関へ振込の方法にて支払うものとする。なお、販売申込手数料は、出品馬1頭につき20,000円もしくは30,000円（税別）のいずれかとする。
 - ② 売買手数料

出品者の負担とし、主催者が売買代金より差引徴収する。なお、売買手数料は売却代金の5%とし、これには本オークションシステム並びにサーバ機器等の利用料なども含まれるものとする。

③ 預託料

売買契約成立（オークション終了）の翌日までの預託料は出品者の負担、翌々日より退厩日までの預託料は落札者の負担とし、それぞれ預託先の指定金融機関への振込の方法にて支払うものとする。なお、各指定牧場の預託料については別途定め、出品者及び落札者に適宜通知する。

第4章 雑則

第16条（免責）

1. 主催者及び楽天は、通信回線やコンピュータ等の障害による本オークションシステムの中断もしくは遅滞、データの消失、またはデータへの不正アクセス等により生じた損害または不利益、その他本オークションに関連して利用者に生じた損害または不利益について、一切責任を負わないものとする。
2. 主催者は、その Web サイト、サーバ、ドメイン等から送信される電子メール等に、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しないものとする。
3. 主催者は、利用者に対して、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあるが、これらの有用性を保証せず、これらに従った結果について一切の責任を負うことはない。
4. オークションの開催期間中、及び落札から引き渡し完了までの間に当該馬が不慮の事故や疾病に見舞われた場合も、主催者は一切の法的責任を負わないものとする。

第17条（落札者の違約金納入業務）

1. 落札者が本規程に違反し、売買契約が解除された場合は、違約金として売買代金の100分の50に相当する金額を主催者に納付しなければならない。なお、違約金は契約解除が確定した日から10日以内に主催者指定の金融機関へ振込の方法にて支払うものとし、期日を過ぎても支払われない場合、完済の日まで年率20%の割合による遅延損害金も別途請求できるものとする。
2. 主催者は、前項により徴収した違約金から売買手数料5%を控除して徴収し、その残額及び遅延損害金を出品者に支払う。

第18条（管轄裁判所）

1. 本規程等は、日本法に基づいて解釈されるものとし、本オークションに関連して訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第19条（施行期日）

1. 本規程は、平成28年9月5日から施行する。利用者は、この業務規程が適宜改定される場合のあることを、あらかじめ了承するものとする。